

公 示

食品廃棄物発生抑制推進事業（食品廃棄物発生抑制推進費及び再生利用等ガイドライン作成費）の公募について

「食品廃棄物発生抑制推進事業（食品廃棄物発生抑制推進費及び再生利用等ガイドライン作成費）」をそれぞれ平成 21 年度から実施することとしており、本事業に参加する者（事業実施主体）を公募しますので、希望される方は、下記に従いご応募ください。

なお、この公募は、平成 21 年度予算より実施する事業に係るものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に行っているものです。このため、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

記

1 事業の趣旨

食品廃棄物の発生抑制を推進するため、発生状況の具体的な把握を行った上で、食品企業に向けて食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知を行うとともに、食品企業が食品リサイクルの取組を行うに当たって参考となるガイドラインの作成等を行います。

2 事業の概要

(1) 食品廃棄物発生抑制推進費

食品企業の食品廃棄物の発生状況等の詳細な調査・分析及びこれらを踏まえた発生抑制の具体策・周知のあり方の戦略的検討を行った上で、食品企業に向けたセミナーの開催等により食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知活動を行います。

(2) 再生利用等ガイドライン作成費

食品企業の食品循環資源の再生利用等の自主的な取組を支援するため、取り組むに当たり必要となる法的、社会的、技術的な要確認ポイントの整理・体系化したガイドラインの作成を行います。

3 応募資格及び応募方法

下記の公募要領等をご参照ください。

- ・平成 21 年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領（以下、公募要領という）

<参考>

- ・（改正予定）食品産業競争力強化対策事業実施要領
- ・（改正予定）食品産業競争力強化対策事業関係補助金等交付要綱
- ・（改正予定）食品産業環境対策総合推進事業の運用について

4 応募期間

平成 21 年 2 月 5 日（木） ～ 平成 21 年 3 月 6 日（金） 17:00

5 補助金等の交付候補者の選定方法

公募要領に基づき、提出された課題提案書等において審査を行い、補助金交付候補者として「食品廃棄物発生抑制推進費」及び「再生利用等ガイドライン作成費」ともそれぞれ1者を選定します。

6 公募要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月5日（木）～平成21年3月6日（金）

10:00～12:00 及び 13:00～17:00（土日、祝祭日を除きます）

(2) 場所：「10 問い合わせ先」

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

7 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成21年3月6日（金）17:00 必着

(2) 提出先：「10 問い合わせ先」

(3) 提出部数：・課題提案書(別紙様式1-1から1-4)・・・正1部、副5部
・団体の概要が分かる資料・・・5部

8 課題提案会の開催

開催する場合には、応募者に対して事前に連絡します。

9 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

10 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省総合食料局食品産業企画課食品リサイクル班

食品リサイクル指導係（北別館6階ドアNo.613）

電話：03-3502-8111（内線：4140）

FAX：03-3508-2417

以上公示する。

平成21年2月5日

農林水産省総合食料局長
町 田 勝 弘